

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

(注) アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他	第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他
第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益	第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益

改 正 後	改 正 前
第5款 有価証券の譲渡による損益	第5款 有価証券の譲渡による損益
第6款 利子、配当、使用料等に係る収益	第6款 利子、配当、使用料等に係る収益
第7款 その他の収益等	第7款 その他の収益等
第2節 費用及び損失の計算に関する通則	第2節 費用及び損失の計算に関する通則
第1款 売上原価等	第1款 売上原価等
第2款 販売費及び一般管理費等	第2款 販売費及び一般管理費等
第3款 損失	第3款 損失
第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等	第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等
第1款 有価証券の譲渡損益等	第1款 有価証券の譲渡損益等
第2款 有価証券の取得価額	第2款 有価証券の取得価額
第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等	第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等
第5款 有価証券の時価評価損益	第5款 有価証券の時価評価損益
第6款 デリバティブ取引に係る損益等	第6款 デリバティブ取引に係る損益等
第7款 ヘッジ処理による損益	第7款 ヘッジ処理による損益
第8款 短期売買商品等の譲渡損益等	第8款 短期売買商品等の譲渡損益等
第9款 短期売買商品等の取得価額	第9款 短期売買商品等の取得価額
第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第11款 短期売買商品等の時価評価損益	第11款 短期売買商品等の時価評価損益
第4節 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例	第4節 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例
第5節 仕入割戻し	第5節 仕入割戻し
第6節 その他	第6節 その他
第3章 受取配当等	第3章 受取配当等
第1節 受取配当等の益金不算入	第1節 受取配当等の益金不算入

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 削除</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>	<p>第2節 削除</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6章 削 除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産等の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p>	<p>第6章 削 除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される業績連動給与</p>	<p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される業績連動給与</p>

改 正 後	改 正 前
第6款 過大な役員給与の額	第6款 過大な役員給与の額
第7款 退職給与	第7款 退職給与
第8款 使用人給与	第8款 使用人給与
第9款 転籍、出向者に対する給与等	第9款 転籍、出向者に対する給与等
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第3款 国等に対する寄附金	第3款 国等に対する寄附金
第4款 被災者に対する義援金等	第4款 被災者に対する義援金等
第5款 その他	第5款 その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第5款 簿外経費	第5款 簿外経費
第6款 罰料金	第6款 罰料金
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ
第2款 返品債権特別勘定	第2款 返品債権特別勘定
第6節の2 負担金	第6節の2 負担金
第7節 その他の経費	第7節 その他の経費
第1款 商品等の販売に要する景品等の費用	第1款 商品等の販売に要する景品等の費用
第2款 海外渡航費	第2款 海外渡航費

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 会費及び入会金等の費用 第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則 第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則 第2節 貸倒引当金 第1款 通則 第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 欠損金の繰越し 第2節 災害損失金 第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p>	<p>第3款 会費及び入会金等の費用 第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則 第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則 第2節 貸倒引当金 第1款 通則 第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 欠損金の繰越し 第2節 災害損失金 第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 削 除</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引及び賃貸借取引</p> <p>第1節 リース取引の意義等</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第3節 賃貸借取引</p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p> <p>第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第1節 損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等</p>	<p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 削 除</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引及び賃貸借取引</p> <p>第1節 リース取引の意義等</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第3節 賃貸借取引</p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p> <p>第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第1節 損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 通算承認</p> <p>第2款 通算制度の取りやめ等</p> <p>第3節 資産の時価評価損益等</p> <p>第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</p> <p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p>	<p>第1款 通算承認</p> <p>第2款 通算制度の取りやめ等</p> <p>第3節 資産の時価評価損益等</p> <p>第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</p> <p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p> <p>第12款 印刷業</p> <p>第13款 出版業</p> <p>第14款 写真業</p> <p>第15款 席貸業</p> <p>第16款 旅館業</p> <p>第17款 飲食店業</p> <p>第18款 周旋業</p> <p>第19款 代理業</p> <p>第20款 仲立業</p> <p>第21款 問屋業</p> <p>第22款 鉱業及び土石採取業</p>	<p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p> <p>第12款 印刷業</p> <p>第13款 出版業</p> <p>第14款 写真業</p> <p>第15款 席貸業</p> <p>第16款 旅館業</p> <p>第17款 飲食店業</p> <p>第18款 周旋業</p> <p>第19款 代理業</p> <p>第20款 仲立業</p> <p>第21款 問屋業</p> <p>第22款 鉱業及び土石採取業</p>

改 正 後	改 正 前
第23款 浴場業	第23款 浴場業
第24款 理容業	第24款 理容業
第25款 美容業	第25款 美容業
第26款 興行業	第26款 興行業
第27款 遊技所業	第27款 遊技所業
第28款 遊覧所業	第28款 遊覧所業
第29款 医療保健業	第29款 医療保健業
第30款 技芸教授業	第30款 技芸教授業
第31款 駐車場業	第31款 駐車場業
第32款 信用保証業	第32款 信用保証業
第33款 労働者派遣業	第33款 労働者派遣業
第34款 その他	第34款 その他
第2節 収益事業に係る所得の計算等	第2節 収益事業に係る所得の計算等
第16章 税額の計算	第16章 税額の計算
第1節 特定同族会社の特別税率	第1節 特定同族会社の特別税率
第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲
第2款 留保金額の計算	第2款 留保金額の計算
第2節 所得税額の控除	第2節 所得税額の控除
第3節 外国税額の控除	第3節 外国税額の控除
第1款 通則	第1款 通則
第2款 外国法人税の控除	第2款 外国法人税の控除
第3款 その他	第3款 その他
第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除	第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除
第4節 所得金額の端数計算	第4節 所得金額の端数計算

改 正 後	改 正 前
<p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付、還付等</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p><u>第3節 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例</u></p> <p> <u>第1款 特殊の関係</u></p> <p> <u>第2款 特定事項記載書類</u></p> <p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等</p> <p>第1節 定義</p> <p> 第1款 企業グループ等</p> <p> 第2款 特定多国籍企業グループ等</p> <p> 第3款 恒久的施設等</p> <p> 第4款 所在地国</p> <p> 第5款 除外会社等</p> <p> 第6款 共同支配会社等</p> <p> 第7款 各種投資会社等</p> <p> 第8款 個別計算所得等の金額</p> <p> 第9款 対象租税</p> <p> 第10款 調整後対象租税額</p> <p>第2節 国際最低課税額</p> <p> 第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額</p> <p> 第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算</p> <p> 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額</p>	<p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等</p> <p>第1節 定義</p> <p> 第1款 企業グループ等</p> <p> 第2款 特定多国籍企業グループ等</p> <p> 第3款 恒久的施設等</p> <p> 第4款 所在地国</p> <p> 第5款 除外会社等</p> <p> 第6款 共同支配会社等</p> <p> 第7款 各種投資会社等</p> <p> 第8款 個別計算所得等の金額</p> <p> 第9款 対象租税</p> <p> 第10款 調整後対象租税額</p> <p>第2節 国際最低課税額</p> <p> 第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額</p> <p> 第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算</p> <p> 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額</p> <p>第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算</p> <p>第6款 適用免除基準</p> <p>第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例</p> <p>第8款 その他</p> <p>第3節 国際最低課税残余額</p> <p>第1款 国際最低課税残余額に係る配分割合</p> <p>第2款 国際的な事業活動の初期段階における適用免除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 国内最低課税額</p> <p>第1款 構成会社等に係る国内調整後対象租税額</p> <p>第2款 構成会社等に係る繰越控除帰属額</p> <p>第3款 構成会社等に係る国内実効税率の計算</p> <p>第4款 構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額</p> <p>第5款 共同支配会社等に係る繰越控除帰属額</p> <p>第6款 共同支配会社等に係る国内実効税率の計算</p> <p>第7款 国内グループ純所得の金額から控除する金額の特例</p> <p>第8款 その他</p> <p>第19章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等</p>	<p>第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額</p> <p>第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算</p> <p>第6款 適用免除基準</p> <p>第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例</p> <p>第8款 その他</p> <p>第3節 国際最低課税残余額</p> <p>第1款 国際最低課税残余額に係る配分割合</p> <p>第2款 国際的な事業活動の初期段階における適用免除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 国内最低課税額</p> <p>第1款 構成会社等に係る国内調整後対象租税額</p> <p>第2款 構成会社等に係る繰越控除帰属額</p> <p>第3款 構成会社等に係る国内実効税率の計算</p> <p>第4款 構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額</p> <p>第5款 共同支配会社等に係る繰越控除帰属額</p> <p>第6款 共同支配会社等に係る国内実効税率の計算</p> <p>第7款 国内グループ純所得の金額から控除する金額の特例</p> <p>第8款 その他</p> <p>第19章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第3款 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p>	<p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第3款 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p>

改 正 後	改 正 前
第1款 申告 第2款 還付 第9節 国際最低課税残余额 第10節 国内最低課税額 附 則 別 表	第1款 申告 第2款 還付 第9節 国際最低課税残余额 第10節 国内最低課税額 附 則 別 表

二 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の範囲)</p> <p>1-4-4 法第2条第12号の8ロ(1) <u>《定義》</u>若しくは令第4条の3第4項第3号 <u>《適格組織再編成における株式の保有関係等》</u>、法第2条第12号の11ロ(2)若しくは令第4条の3第8項第4号若しくは第9項第4号、法第2条第12号の14ロ(2)若しくは令第4条の3第15項第4号、同条第16項第3号、法第2条第12号の17ロ(1)若しくは令第4条の3第20項第3号又は法第2条第12号の18ロ(1)若しくは令第4条の3第24項第3号に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、合併、分割、現物出資、株式分配、株式交換等又は株式移転の直前において被合併法人の合併前に行う事業、分割事業（同条第8項第1号に規定する分割事業をいう。以下この節において同じ。）、現物出資事業（同条第15項第1号に規定する現物出資事業をいう。以下この節において同じ。）、完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいう。以下1-</p>	<p>(従業者の範囲)</p> <p>1-4-4 法第2条第12号の8ロ(1)若しくは令第4条の3第4項第3号 <u>《適格合併の要件》</u>、法第2条第12号の11ロ(2)若しくは令第4条の3第8項第4号若しくは第9項第4号 <u>《適格分割の要件》</u>、法第2条第12号の14ロ(2)若しくは令第4条の3第15項第4号 <u>《適格現物出資の要件》</u>、同条第16項第3号 <u>《適格株式分配の要件》</u>、法第2条第12号の17ロ(1)若しくは令第4条の3第20項第3号 <u>《適格株式交換等の要件》</u>又は法第2条第12号の18ロ(1)若しくは令第4条の3第24項第3号 <u>《適格株式移転の要件》</u>に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、合併、分割、現物出資、株式分配、株式交換等又は株式移転の直前において被合併法人の合併前に行う事業、分割事業（同条第8項第1号に規定する分割事業をいう。以下この節において同じ。）、現物出資事業（同条第15項第1号に規定する現物出資事業をいう。以下この節において同</p>

改 正 後	改 正 前
<p>4-4において同じ。)の事業、株式交換等完全子法人の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者をいうものとする。ただし、これらの事業に従事する者であっても、例えば、日々雇い入れられる者で従事した日ごとに給与等の支払を受ける者について、法人が従業者の数に含めないこととしている場合は、これを認める。</p> <p>令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第20項第2号又は第24項第2号の従業者の範囲についても、同様とする。</p> <p>㊸1 出向により受け入れている者等であっても、被合併法人の合併前に行う事業、分割事業、現物出資事業、完全子法人の事業、株式交換等完全子法人の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者であれば従業者に含まれることに留意する。</p> <p>2 <u>委託先</u>の従業員は、例えば自己の工場内でその業務の特定部分を継続的に<u>委託</u>している<u>委託先</u>の従業員であっても、従業者には該当しない。</p> <p>3 分割事業又は現物出資事業とその他の事業とのいずれにも従事している者については、主として当該分割事業又は現物出資事業に従事しているかどうかにより判定する。</p>	<p>じ。) 、完全子法人（法第2条第12号の15の2 <u>《株式分配》</u>に規定する完全子法人をいう。以下1-4-4において同じ。)の事業、株式交換等完全子法人の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者をいうものとする。ただし、これらの事業に従事する者であっても、例えば、日々雇い入れられる者で従事した日ごとに給与等の支払を受ける者について、法人が従業者の数に含めないこととしている場合は、これを認める。</p> <p>令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第20項第2号又は第24項第2号 <u>《共同事業要件》</u>の従業者の範囲についても、同様とする。</p> <p>㊸1 出向により受け入れている者等であっても、被合併法人の合併前に行う事業、分割事業、現物出資事業、完全子法人の事業、株式交換等完全子法人の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者であれば従業者に含まれることに留意する。</p> <p>2 <u>下請先</u>の従業員は、例えば自己の工場内でその業務の特定部分を継続的に<u>請け負</u>っている<u>企業</u>の従業員であっても、従業者には該当しない。</p> <p>3 分割事業又は現物出資事業とその他の事業とのいずれにも従事している者については、主として当該分割事業又は現物出資事業に従事しているかどうかにより判定する。</p>

三 利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<p>(他の通算法人に修正があった場合の本税に係る通算税効果額の利益積立金額の計算)</p> <p>1-6-2 通算法人が、当該通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けた</p>	<p>(他の通算法人に修正があった場合の本税に係る通算税効果額の利益積立金額の計算)</p> <p>1-6-2 通算法人が、当該通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けた</p>

改 正 後	改 正 前
<p>こと又は他の通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと（以下1－6－2において「修正の事実」という。）による当該通算法人の修正申告若しくは更正又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の対象となる法人税、<u>地方法人税又は防衛特別法人税</u>の額につき通算税効果額（法第26条第4項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。以下同じ。）の授受をすることとしている場合には、当該通算法人又は他の通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する事業年度ではなく当該通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度に係る令第9条第1号へ（利益積立金額）に掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算するのであるが、他の通算法人が修正申告を行い又は更正を受けたこと（法第64条の5第5項（損益通算）の規定又は法第64条の7第4項から第7項まで（欠損金の通算）の規定などのいわゆる遮断措置が適用されるものに限る。）による当該他の通算法人の修正申告又は更正の対象となる法人税、<u>地方法人税又は防衛特別法人税</u>の額につき通算税効果額を授受するときは、当該通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する当該通算法人の事業年度に係る同号へに掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算することができる。</p>	<p>こと又は他の通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと（以下1－6－2において「修正の事実」という。）による当該通算法人の修正申告若しくは更正又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の対象となる法人税又は<u>地方法人税</u>の額につき通算税効果額（法第26条第4項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。以下同じ。）の授受をすることとしている場合には、当該通算法人又は他の通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する事業年度ではなく当該通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度に係る令第9条第1号へ（利益積立金額）に掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算するのであるが、他の通算法人が修正申告を行い又は更正を受けたこと（法第64条の5第5項（損益通算）の規定又は法第64条の7第4項から第7項まで（欠損金の通算）の規定などのいわゆる遮断措置が適用されるものに限る。）による当該他の通算法人の修正申告又は更正の対象となる法人税又は<u>地方法人税</u>の額につき通算税効果額を授受するときは、当該通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する当該通算法人の事業年度に係る同号へに掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算することができる。</p>

四 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-23の3 法第61条の2第22項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する信用取引の方法により株式の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例)</p> <p>2-1-31 国外の者から支払を受ける貸付金の利子、剰余金の配当等又は工業所有権等若しくはノウハウの使用料(措置法第66条の6第1項各号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に掲げる内国法人又は措置法第66条の9の2第1項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)に規定する特殊関係株主等である内国法人が措置法第66条の6第1項、<u>第8項</u>若しくは<u>第10項</u>の規定又は措置法第66条の9の2第1項、<u>第8項</u>若しくは<u>第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、これらの内国法人に係る外国関係会社(措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社をいう。)又は外国関係法人(措置法第66条の9の2第1項に規定する外国関係法人をいう。)から受けるこれらのものを除く。以下2-1-31において「国外からの利子、配当等」という。)について、現地の外貨事情その他やむを得ない事由によりその送金が許可されないため、長期(おおむね2年以上)にわたりその支払を受けることができないと認められる事情がある場合には、その送金が許可されることとなる日までその国外からの利子、配当等の額を益金の額に算入することを見合せることができるものとする。この場合において、その国外からの利子、配当等の額(その額が2以上あるときは、それぞれの額とする。以下2-1-31において同じ。)の一部につきその送金が許可されることとなり、かつ、その許可された金額の合計額が当該国外からの利子、配当等</p>	<p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-23の3 法第61条の2第21項(信用取引等の譲渡利益額又は譲渡損失額)に規定する信用取引の方法により株式の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例)</p> <p>2-1-31 国外の者から支払を受ける貸付金の利子、剰余金の配当等又は工業所有権等若しくはノウハウの使用料(措置法第66条の6第1項各号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に掲げる内国法人又は措置法第66条の9の2第1項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)に規定する特殊関係株主等である内国法人が措置法第66条の6第1項、<u>第6項</u>若しくは<u>第8項</u>の規定又は措置法第66条の9の2第1項、<u>第6項</u>若しくは<u>第8項</u>の規定の適用を受ける場合には、これらの内国法人に係る外国関係会社(措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社をいう。)又は外国関係法人(措置法第66条の9の2第1項に規定する外国関係法人をいう。)から受けるこれらのものを除く。以下2-1-31において「国外からの利子、配当等」という。)について、現地の外貨事情その他やむを得ない事由によりその送金が許可されないため、長期(おおむね2年以上)にわたりその支払を受けることができないと認められる事情がある場合には、その送金が許可されることとなる日までその国外からの利子、配当等の額を益金の額に算入することを見合せることができるものとする。この場合において、その国外からの利子、配当等の額(その額が2以上あるときは、それぞれの額とする。以下2-1-31において同じ。)の一部につきその送金が許可されることとなり、かつ、その許可された金額の合計額が当該国外からの利子、配当等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の額のおおむね50%以上の金額に達したときは、その残額をその達した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(注) 国外からの利子、配当等の額の全部又は一部を現地における費用の支出(金銭債権以外の資産の取得を含む。)に充てた場合には、その充てた日にその充てた金額に相当する金額の送金が許可されたものとしてこの取扱いを適用する。</p>	<p>の額のおおむね50%以上の金額に達したときは、その残額をその達した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(注) 国外からの利子、配当等の額の全部又は一部を現地における費用の支出(金銭債権以外の資産の取得を含む。)に充てた場合には、その充てた日にその充てた金額に相当する金額の送金が許可されたものとしてこの取扱いを適用する。</p>

五 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2-3-2 法第61条の2第22項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同項に規定する信用取引又は発行日取引(以下2-3-3までにおいて「信用取引等」という。)の方法により株式の売付け又は買付けを行った者が、当該信用取引等に関し、証券業者等に支払う又は証券業者等から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額及び権利処理価額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額(同項第1号に規定する売付けに係る対価の額をいう。以下2-3-2において同じ。)又は買付けに係る対価の額(同項第2号に規定する買付けに係る対価の額をいう。以下2-3-2において同じ。)に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(1) 売付けを行った者が証券業者等から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。</p>	<p>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2-3-2 法第61条の2第21項(信用取引等の譲渡利益額又は譲渡損失額)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同項に規定する信用取引又は発行日取引(以下2-3-3までにおいて「信用取引等」という。)の方法により株式の売付け又は買付けを行った者が、当該信用取引等に関し、証券業者等に支払う又は証券業者等から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額及び権利処理価額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額(同項第1号に規定する売付けに係る対価の額をいう。以下2-3-2において同じ。)又は買付けに係る対価の額(同項第2号に規定する買付けに係る対価の額をいう。以下2-3-2において同じ。)に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(1) 売付けを行った者が証券業者等から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 売付けを行った者が証券業者等に支払う買委託手数料及び品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(3) 買付けを行った者が証券業者等に支払う買委託手数料、名義書換料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(4) 買付けを行った者が証券業者等から支払を受ける品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(5) 買付けを行った者が証券業者等から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、買付けに係る対価の額から控除し、売付けを行った者が証券業者等に支払う配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、売付けに係る対価の額から控除する。</p> <p>(注) 配当落調整額とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、権利処理価額とは、信用取引等に係る株式につき、株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下2-3-2において同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下2-3-2において「株式を受ける権利等」という。）が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該株式を受ける権利等に相当する金銭の額をいう。</p>	<p>(2) 売付けを行った者が証券業者等に支払う買委託手数料及び品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(3) 買付けを行った者が証券業者等に支払う買委託手数料、名義書換料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(4) 買付けを行った者が証券業者等から支払を受ける品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(5) 買付けを行った者が証券業者等から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、買付けに係る対価の額から控除し、売付けを行った者が証券業者等に支払う配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、売付けに係る対価の額から控除する。</p> <p>(注) 配当落調整額とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、権利処理価額とは、信用取引等に係る株式につき、株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下2-3-2において同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下2-3-2において「株式を受ける権利等」という。）が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該株式を受ける権利等に相当する金銭の額をいう。</p>

六 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(主要な事業として行われる貸付けの例示)</p> <p>7-1-11 の 3 規則第 27 条の 17 (少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定) (規則第 27 条の 17 の 2 (一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定) において準用する場合を含む。以下 7-1-11 の 3 において同じ。) の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。</p> <p>(1) 規則第 27 条の 17 第 1 項第 1 号に掲げる貸付け 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている法人が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(2) 同項第 2 号に掲げる貸付け 法人が<u>委託先</u>に対して、当該<u>委託先</u>の専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる貸付け 小売業を営む法人がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む法人がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>㊦ 本文の(1)から(4)までに定める行為であっても、同条第 2 項に規定する場合に該当するものは、令第 133 条第 1 項 (少額の減価償却資産の取得価額の損金算入) 又は第 133 条の 2 第 1 項 (一括償却資産の損金算入) に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないことに留意する。</p>	<p>(主要な事業として行われる貸付けの例示)</p> <p>7-1-11 の 3 規則第 27 条の 17 (少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定) (規則第 27 条の 17 の 2 (一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定) において準用する場合を含む。以下 7-1-11 の 3 において同じ。) の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。</p> <p>(1) 規則第 27 条の 17 第 1 項第 1 号に掲げる貸付け 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている法人が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(2) 同項第 2 号に掲げる貸付け 法人が<u>自己の下請業者</u>に対して、当該<u>下請業者</u>の専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる貸付け 小売業を営む法人がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む法人がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>㊦ 本文の(1)から(4)までに定める行為であっても、同条第 2 項に規定する場合に該当するものは、令第 133 条第 1 項 (少額の減価償却資産の取得価額の損金算入) 又は第 133 条の 2 第 1 項 (一括償却資産の損金算入) に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないことに留意する。</p>

七 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 款 鉱業用減価償却資産等の償却</p> <p>(土石採取業の採石用坑道)</p> <p>7-6-1 土石採取業における採石用の坑道は、令第 48 条第 1 項第 3 号(減価償却資産の償却の方法)又は第 48 条の 2 第 1 項第 3 号(減価償却資産の償却の方法)に規定する鉱業用減価償却資産(以下「<u>鉱業用減価償却資産</u>」という。)に該当することに留意する。</p> <p>(採掘権等の取得価額)</p> <p>7-6-1 の 2 法人がその有する試掘権の目的となっている鉱物に係る鉱区につき採掘権を取得した場合には、当該試掘権の未償却残額に相当する金額と当該採掘権の出願料、登録免許税その他その取得のために直接要した費用の額の合計額を当該採掘権の取得価額とする。</p> <p><u>法人がその有する二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号)第 2 条第 8 項(定義)に規定する試掘権に係る試掘区域につき貯留権を取得した場合についても、同様とする。</u></p> <p>(鉱業用減価償却資産等の償却限度額の計算単位)</p> <p>7-6-4 鉱業用減価償却資産、令第 13 条第 8 号イ(減価償却資産の範囲)に掲げる鉱業権(以下 7-6-7 までにおいて「<u>鉱業権</u>」という。)又は貯留権(以下「<u>鉱業用減価償却資産等</u>」という。)に係る旧生産高比例法、<u>生産高比例法又は生産高等比例法</u>による償却限度額は、坑道についてはその坑道ごと、その他の鉱業用減価償却資産については 1 鉱業所ごと、<u>鉱業権については 1 鉱区ごと、貯留権については 1 貯留区域ごと</u>に計算する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>(土石採取業の採石用坑道)</p> <p>7-6-1 土石採取業における採石用の坑道は、令第 48 条第 1 項第 3 号(鉱業用減価償却資産の償却の方法)又は第 48 条の 2 第 1 項第 3 号(鉱業用減価償却資産の償却の方法)に規定する鉱業用減価償却資産に該当することに留意する。</p> <p>(採掘権の取得価額)</p> <p>7-6-1 の 2 法人がその有する試掘権の目的となっている鉱物に係る鉱区につき採掘権を取得した場合には、当該試掘権の未償却残額に相当する金額と当該採掘権の出願料、登録免許税その他その取得のために直接要した費用の額の合計額を当該採掘権の取得価額とする。</p> <p>(鉱業用減価償却資産の償却限度額の計算単位)</p> <p>7-6-4 鉱業用減価償却資産に係る旧生産高比例法又は生産高比例法による償却限度額は、<u>鉱業権については 1 鉱区ごと、坑道についてはその坑道ごと、その他の鉱業用減価償却資産については 1 鉱業所ごと</u>に計算する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(生産高比例法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-5 鉱業用減価償却資産等の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更した場合又は生産高比例法若しくは生産高等比例法を定額法に変更した場合には、その後の償却限度額（令第61条第2項（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）の規定による償却限度額を除く。）は、次の(1)に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。</p> <p>(1) 取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。</p> <p>イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額（鉱業権及び坑道については、零）を残存価額とする。</p> <p>ロ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなす。</p> <p>(2) 耐用年数は、次の資産の区分に応じ、次に定める年数による。</p> <p>イ 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道 その変更をした事業年度開始の日以後における採掘予定数量を基礎として耐用年数省令第1条第2項第1号、第3号又は第4号（<u>一般の減価償却資産の耐用年数</u>）の規定により、税務署長が認定した年数</p> <p>ロ <u>貯留権</u> その変更をした事業年度開始の日以後における注入予定数量を基礎として同項第5号の規定により、税務署長が認定した年数</p> <p>ハ <u>坑道以外の鉱業用減価償却資産</u> その資産について定められている耐用年数又は次の算式により計算した年数（その年数が2年に満たない場合には、2年）</p> <p>(算式)</p>	<p>(生産高比例法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-5 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更した場合又は生産高比例法を定額法に変更した場合には、その後の償却限度額（令第61条第2項（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）の規定による償却限度額を除く。）は、次の(1)に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。</p> <p>(1) 取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。</p> <p>イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額（鉱業権及び坑道については、零）を残存価額とする。</p> <p>ロ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなす。</p> <p>(2) 耐用年数は、次の資産の区分に応じ、次に定める年数による。</p> <p>イ 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道 その変更をした事業年度開始の日以後における採掘予定数量を基礎として耐用年数省令第1条第2項第1号、第3号又は第4号（<u>鉱業権及び坑道の耐用年数</u>）の規定により、税務署長が認定した年数</p> <p>ロ <u>イ以外の鉱業用減価償却資産</u> その資産について定められている耐用年数又は次の算式により計算した年数（その年数が2年に満たない場合には、2年）</p> <p>(算式)</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"> $\text{法定耐用年数} \times \frac{\text{その変更をした事業年度開始の日における当該資産の帳簿価額}}{\text{当該資産の実際の取得価額}}$ </p> <p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-6 鉱業用減価償却資産(令第48条の2第1項第3号イ(減価償却資産の償却の方法))に掲げる減価償却資産を除く。)の償却方法について、旧生産高比例法を旧定率法に変更した場合又は生産高比例法を定率法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例))の規定による償却限度額を除く。)は、7-4-3(定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)に準じて計算する。</p> <p>(定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-7 鉱業用減価償却資産等の償却方法について、旧定額法若しくは旧定率法を旧生産高比例法に変更した場合、定額法若しくは定率法を生産高比例法に変更した場合又は定額法を生産高等比例法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例))の規定による償却限度額を除く。)は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次に定める取得価額、残存価額又は残存耐用年数を基礎として計算する。</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、零)を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした事</p>	<p style="text-align: center;"> $\text{法定耐用年数} \times \frac{\text{その変更をした事業年度開始の日における当該資産の帳簿価額}}{\text{当該資産の実際の取得価額}}$ </p> <p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-6 鉱業用減価償却資産(令第48条の2第1項第3号イ(鉱業用減価償却資産の償却の方法))に掲げる減価償却資産を除く。)の償却方法について、旧生産高比例法を旧定率法に変更した場合又は生産高比例法を定率法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例))の規定による償却限度額を除く。)は、7-4-3(定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)に準じて計算する。</p> <p>(定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-7 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧定額法若しくは旧定率法を旧生産高比例法に変更した場合又は定額法若しくは定率法を生産高比例法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例))の規定による償却限度額を除く。)は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次に定める取得価額、残存価額又は残存耐用年数を基礎として計算する。</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、零)を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>業年度開始の日以後における採掘予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数)を基礎とする。</p> <p>(2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区又は貯留区域の当該変更をした事業年度開始の日以後における採掘予定年数又は注入予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区又は貯留区域の当該採掘予定年数又は注入予定年数)を基礎とする。</p> <p>② 当該減価償却資産の残存耐用年数は、7-4-4(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)の(2)のロ及び7-4-4の2(旧定率法を旧定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)の例による。</p>	<p>業年度開始の日以後における採掘予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数。<u>以下 7-6-7 において同じ。</u>)を基礎とする。</p> <p>(2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、当該減価償却資産の残存耐用年数を基礎とする。</p> <p>② 当該減価償却資産の残存耐用年数は、7-4-4(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)の(2)のロ及び7-4-4の2(旧定率法を旧定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)の例による。</p>

八 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義)</p> <p>9-1-12の2 法人が受ける令第 119 条の 3 第 10 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する対象配当等の額に係る同条第 12 項第 3 号の基準時の属する日が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について同条第 10 項の規定の適用を受けたときは、法第 33 条第 2 項(資産の評価損)に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は令第 119 条の 3 第 10 項の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。</p>	<p>(帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義)</p> <p>9-1-12の2 法人が受ける令第 119 条の 3 第 10 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する対象配当等の額に係る同条第 12 項第 3 号の基準時の属する日が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について同条第 10 項の規定の適用を受けたときは、法第 33 条第 2 項(資産の評価損の損金不算入等)に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は令第 119 条の 3 第 10 項の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>㊦ 本文の取扱いは、同条第5項、第9項及び第19項から第28項までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。</p>	<p>㊦ 本文の取扱いは、同条第5項、第9項及び第19項から第27項までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。</p>

九 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)</p> <p>9-4-6の2 法人が、災害を受けた得意先等の取引先(以下9-4-6の3までにおいて「取引先」という。)に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間(災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう。以下9-4-6の3において同じ。)内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失の額は、寄附金の額に該当しないものとする。</p> <p>既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。</p> <p>㊦1 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、<u>委託先</u>、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれる。</p> <p>2 本文の取扱いは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定の適用を受ける同法第2条第1号(定義)に規定する新型インフルエンザ等が発</p>	<p>(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)</p> <p>9-4-6の2 法人が、災害を受けた得意先等の取引先(以下9-4-6の3までにおいて「取引先」という。)に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間(災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう。以下9-4-6の3において同じ。)内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失の額は、寄附金の額に該当しないものとする。</p> <p>既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。</p> <p>㊦1 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、<u>下請工場</u>、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれる。</p> <p>2 本文の取扱いは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定の適用を受ける同法第2条第1号(定義)に規定する新型インフルエンザ等が発</p>

改 正 後	改 正 前
<p>生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除又は取引条件の変更についても、同様とする。</p> <p><u>(出資に関する信託事務に充てられることが明らかな寄附金)</u></p> <p><u>9-4-7の3 法第37条第5項(寄附金の損金不算入)に規定する「出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの」とは、例えば次のようなものが該当する。</u></p> <p><u>(1) 寄附金の用途を出資に関する信託事務に限定して募集されたもの</u></p> <p><u>(2) 出資に関する信託事務に用途を指定して行われたもの</u></p> <p><u>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</u></p> <p>9-4-8 法人が金銭以外の資産をもって寄附金を支出した場合には、その寄附金の額は支出の時ににおける当該資産の価額によって計算するのであるが、法人が金銭以外の資産をもって支出した法第37条第3項各号、<u>第4項及び第5項(寄附金の損金不算入)</u>に定める寄附金につき、その支出した金額を帳簿価額により計算し、かつ、確定申告書に記載した場合には、法人の計上した寄附金の額が当該資産の価額より低いときであっても、これらの項の規定を適用することができる。</p>	<p>生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除又は取引条件の変更についても、同様とする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</u></p> <p>9-4-8 法人が金銭以外の資産をもって寄附金を支出した場合には、その寄附金の額は支出の時ににおける当該資産の価額によって計算するのであるが、法人が金銭以外の資産をもって支出した法第37条第3項各号<u>(指定寄附金等)</u>及び第4項<u>(特定公益増進法人に対する寄附金)</u>に定める寄附金につき、その支出した金額を帳簿価額により計算し、かつ、確定申告書に記載した場合には、法人の計上した寄附金の額が当該資産の価額より低いときであっても、これらの項の規定を適用することができる。</p>

十 災害損失金

改 正 後	改 正 前
<p>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-9 災害損失特別勘定への繰入れを行う場合には、その繰入れを行う被災事業年度の確定申告書又は被災中間期間に係る法第72条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による中間申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書を添付するものとする。</p>	<p>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-9 災害損失特別勘定への繰入れを行う場合には、その繰入れを行う被災事業年度の確定申告書又は被災中間期間に係る法第72条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による中間申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書を添付するものとする。</p> <p><u>この場合、当該明細書の書式は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>(付表)</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、法人が、災害のあった日の属する事業年度において、法人税基本通達12-2-6《災害損失特別勘定の設定》に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。</p> <p>(注) 法人が、災害のあった日の属する中間申告期間につき仮決算による中間申告をする場合において、災害損失特別勘定への繰入れをするときにもこの明細書を記載します。</p> <p>2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。</p> <p>3 「当期繰入額5」には、法人が当期において災害損失特別勘定として損金経理をした金額を記載します。</p> <p>4 「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。</p> <p>なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「17」欄及び「18」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「9」欄から「16」欄までの記載を省略することができます。</p> <p>(1) 「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。</p> <p>(2) 「価値の減少額」の「被災資産の帳簿価額9」には被災資産の当期末における帳簿価額を、「被災資産の価額10」には被災資産の当期末における時価を記載します。</p> <p>(注) この場合の被災資産には、法人税法第33条第2項《資産の評価損》の規定の適用を受けたものは含まれません。</p> <p>(3) 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。</p> <p>イ 「翌期以後の修繕費用等の見積額12」には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が令和5年4月1日である場合には、令和6年4月1日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、当期末の翌日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。</p> <p>(イ) 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用</p> <p>(ロ) 土砂その他の障害物を除去するための費用</p> <p>(ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）</p> <p>(ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用</p> <p>(ホ) 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含みます。）</p> <p>(注) 1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載することができます。</p> <p>2 法人税基本通達7-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記(イ)、(ロ)及び(ホ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。</p> <p>3 法人税法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記(ロ)、(イ)及び(ホ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。</p> <p>ロ なお、上記イの修繕費用等の見積額は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積もることとしてください。</p> <p>ハ 「再取得価額等13」には、相当部分につき損壊等をした当該被災資産の当期末における再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を記載します。</p> <p>ニ 「未償却残額14」には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から当期末まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。</p> <p>ホ 「被災資産の価額15」には、当該被災資産の当期末における時価を記載します。</p> <p>ヘ 「差引見積額16」には、「14」欄の金額から「15」欄の金額を控除した残額を記載します。</p> <p>なお、修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記のニからホを控除して算定する方法以外の合理的な算定方法によることも認められますので、その合理的な算定方法による場合には、それによって算出した修繕費用等の見積額を「16」欄に記載します。</p> <p>(4) 「翌期以後の保険金等の額18」には、翌期以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填される金額がある場合に、当該補填される見込まれる金額を記載します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-11 12-2-10《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)又は(2)に掲げる事業年度において災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入する場合には、当該事業年度の確定申告書に災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書を添付するものとする。</p>	<p>(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-11 12-2-10《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)又は(2)に掲げる事業年度において災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入する場合には、当該事業年度の確定申告書に災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書を添付するものとする。</p> <p><u>この場合、当該明細書の書式は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>(付表)</u></p>

改 正 後	改 正 前																								
	<h3>災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方</h3> <p>1 この明細書は、法人が、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法第15条の2(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度を含みます。)後の事業年度において、法人税基本通達12-2-10(災害損失特別勘定の益金算入)に定めるところにより、災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。</p> <p>2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。</p> <p>3 「同上の日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日(例えば、災害のあった日が令和5年4月1日である場合には、令和6年4月1日)を記載します。</p> <p>4 「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度(以下「1年経過事業年度」といいます。)終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長)に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度(以下「修繕完了事業年度」といいます。)を記載します。</p> <p>5 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が1年経過事業年度(修繕完了事業年度の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度。以下「最終取崩事業年度」といいます。)前の事業年度である場合に、「20」欄の合計額を記載します。</p> <p>6 「同上のうち保険金等により補填された金額5」には、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度の終了の日の翌日から当期末までに、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。</p> <p>7 「最終取崩事業年度における取崩額6」には、当期が最終取崩事業年度である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高(「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄又は「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄の金額をいいます。以下同じ。)を記載します。</p> <p>8 「要取崩額7」の記載に当たっては、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 当期が最終取崩事業年度である場合 「6」の金額を記載します。</p> <p>(2) 当期が最終取崩事業年度前の事業年度である場合 次の表の③の金額を記載します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>「4」欄-「5」欄の金額</td> <td>①</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額</td> <td>②</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>①と②のいずれか少ない金額</td> <td>③</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(注) ②は、前期の期末災害損失特別勘定残高と一致します。</p> <p>9 「益金算入額8」は、次の表の⑤の金額を記載します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>「7」欄の金額</td> <td>①</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>上記8②の表の②の金額</td> <td>②</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>「13」欄-「14」欄の金額</td> <td>③</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延長確認申請書の「3」欄の金額</td> <td>④</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(①-(②-③))+④</td> <td>⑤</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(注) ⑤がマイナスとなる場合には、「8」欄に△を付けて表示し、損金算入します。</p> <p>10 「期首現在額9」には、当期首現在における法人計算による災害損失特別勘定の金額を記載します。</p> <p>11 「当期取崩額」の各欄は、法人計算による取崩額を記載します。</p> <p>12 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額14」には、「13」欄のうち前期以前において繰入限度超過等によって益金の額に算入した金額を記載します。</p> <p>13 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度前の事業年度である場合に、次により記載します。</p> <p>(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。</p> <p>なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「19」欄及び「20」欄に記載することができます。</p> <p>(2) 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。</p> <p>イ 「修繕等の工事の名称等17」には、複数の工事のうち主なものを「○〇工事等」と記載します。</p> <p>ロ 「同上の修繕等の工事期間18」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。</p> <p>(3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額(見積額を含みます。)を記載します。</p> <p>なお、修繕費用等とは、法人税基本通達12-2-7(災害損失特別勘定の繰入限度額)の(2)に掲げる費用をいいます。</p> <p>(4) 「同上のうち当期において損金の額に算入した金額20」には、「19」欄に記載した金額のうち、当期において損金の額に算入した金額を記載します。</p>	「4」欄-「5」欄の金額	①	円	「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額	②	円	①と②のいずれか少ない金額	③	円	「7」欄の金額	①	円	上記8②の表の②の金額	②	円	「13」欄-「14」欄の金額	③	円	延長確認申請書の「3」欄の金額	④	円	(①-(②-③))+④	⑤	円
「4」欄-「5」欄の金額	①	円																							
「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額	②	円																							
①と②のいずれか少ない金額	③	円																							
「7」欄の金額	①	円																							
上記8②の表の②の金額	②	円																							
「13」欄-「14」欄の金額	③	円																							
延長確認申請書の「3」欄の金額	④	円																							
(①-(②-③))+④	⑤	円																							

改 正 後	改 正 前
<p>12-2-13 <u>削除</u></p>	<p><u>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</u></p> <p>12-2-13 <u>12-2-12 (修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例) により災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認の申請を行う場合の申請書の書式は、付表の書式 (これに準ずる書式を含む。) による。</u></p> <p><u>(付表)</u></p>

改 正 後	改 正 前																																																																																																													
	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 災害損失特別勘定の益金算入時期 の延長確認申請書 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right;"> 国税局長 税務署長 殿 </div> </td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">納税地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人名等</td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人番号</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="border-top: 1px dotted black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者住所</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業種目</td> <td style="text-align: center;">業</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない事 情にありますので、法人税基本通達12-2-12(修繕等が促された場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災 資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度をもって1年経過事業年度とすることを申請します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 記 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度</td> <td style="width: 40%;">自 年 月 日 事業年度 至 年 月 日</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">当期末の災害損失特別勘定の残高</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%;">当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td>延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center; padding: 5px;"> 翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">被災資産</td> <td style="padding: 5px;">名称及び種類又は共通費用の費目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">被災資産の所在地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">構造、設備の種類及び細目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">同上の修繕等の工事期間</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">? ?</td> <td style="text-align: center;">? ?</td> <td style="text-align: center;">? ?</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">同上の修繕等の上まに係る翌期以後の修繕費用等の見込額</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">翌期以後の保険金等の額</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">税 理 上 署 名</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">※税務署 処理欄</td> <td style="width: 10%;">部門</td> <td style="width: 10%;">決算 期</td> <td style="width: 10%;">業種 番号</td> <td style="width: 10%;">整理 簿</td> <td style="width: 10%;">備考</td> <td style="width: 10%;">通信日付印</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">確認</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right;"> 国税局長 税務署長 殿 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">納税地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人名等</td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人番号</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="border-top: 1px dotted black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者住所</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業種目</td> <td style="text-align: center;">業</td> </tr> </table>	納税地	〒	(フリガナ)	電話() -	法人名等		法人番号		(フリガナ)		代表者氏名		代表者住所	〒	事業種目	業	災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない事 情にありますので、法人税基本通達12-2-12(修繕等が促された場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災 資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度をもって1年経過事業年度とすることを申請します。		記		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度</td> <td style="width: 40%;">自 年 月 日 事業年度 至 年 月 日</td> </tr> </table>		被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度	自 年 月 日 事業年度 至 年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">当期末の災害損失特別勘定の残高</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%;">当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td>延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> </table>		当期末の災害損失特別勘定の残高	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円	修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4		翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細						被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目					被災資産の所在地					構造、設備の種類及び細目					翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5						同上の修繕等の工事期間	6	? ?	? ?	? ?		同上の修繕等の上まに係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円		翌期以後の保険金等の額	8				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">税 理 上 署 名</td> <td></td> </tr> </table>						税 理 上 署 名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">※税務署 処理欄</td> <td style="width: 10%;">部門</td> <td style="width: 10%;">決算 期</td> <td style="width: 10%;">業種 番号</td> <td style="width: 10%;">整理 簿</td> <td style="width: 10%;">備考</td> <td style="width: 10%;">通信日付印</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">確認</td> </tr> </table>						※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right;"> 国税局長 税務署長 殿 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">納税地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人名等</td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人番号</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="border-top: 1px dotted black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者住所</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業種目</td> <td style="text-align: center;">業</td> </tr> </table>	納税地	〒	(フリガナ)	電話() -	法人名等		法人番号		(フリガナ)		代表者氏名		代表者住所	〒	事業種目	業																																																																																													
納税地	〒																																																																																																													
(フリガナ)	電話() -																																																																																																													
法人名等																																																																																																														
法人番号																																																																																																														
(フリガナ)																																																																																																														
代表者氏名																																																																																																														
代表者住所	〒																																																																																																													
事業種目	業																																																																																																													
災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない事 情にありますので、法人税基本通達12-2-12(修繕等が促された場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災 資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度をもって1年経過事業年度とすることを申請します。																																																																																																														
記																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度</td> <td style="width: 40%;">自 年 月 日 事業年度 至 年 月 日</td> </tr> </table>		被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度	自 年 月 日 事業年度 至 年 月 日																																																																																																											
被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度	自 年 月 日 事業年度 至 年 月 日																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">当期末の災害損失特別勘定の残高</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%;">当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td>延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> </table>		当期末の災害損失特別勘定の残高	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円	修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4																																																																																																		
当期末の災害損失特別勘定の残高	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円																																																																																																									
修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4																																																																																																										
翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細																																																																																																														
被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目																																																																																																													
	被災資産の所在地																																																																																																													
	構造、設備の種類及び細目																																																																																																													
	翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5																																																																																																												
	同上の修繕等の工事期間	6	? ?	? ?	? ?																																																																																																									
	同上の修繕等の上まに係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円																																																																																																									
	翌期以後の保険金等の額	8																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">税 理 上 署 名</td> <td></td> </tr> </table>						税 理 上 署 名																																																																																																								
税 理 上 署 名																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">※税務署 処理欄</td> <td style="width: 10%;">部門</td> <td style="width: 10%;">決算 期</td> <td style="width: 10%;">業種 番号</td> <td style="width: 10%;">整理 簿</td> <td style="width: 10%;">備考</td> <td style="width: 10%;">通信日付印</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">確認</td> </tr> </table>						※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認																																																																																																
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認																																																																																																						

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">災害損失特別勘定の益金算入時期の 延長確認申請書の記載の仕方</p> <p>1 この延長確認申請書は、災害損失特別勘定への繰入れをした法人が、1年経過事業年度（災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度をいいます。以下同じ。）終了の日までに、法人税基本通達12-2-12（修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例）に定めるところにより修繕完了事業年度（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度をいいます。以下同じ。）をもって1年経過事業年度とすることを申請する場合に記載します。</p> <p>なお、1年経過事業年度終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。</p> <p>2 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度」には、当期が1年経過事業年度に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額（次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄国税局長（国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長）の確認を受けようとする修繕完了事業年度を記載します。</p> <p>(1) 被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額</p> <p>(2) 被災事業年度終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。）</p> <p>3 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の『「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額（裏面の8②の表の②の額）－「7」欄の額」に相当する金額の合計額を記載します。</p> <p>4 「修繕費用等の見込額2」には、1年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。</p> <p>5 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載します。</p> <p>6 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。</p> <p>なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。</p> <p>(2) 一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事をを行うこととしている場合には、次によります。</p> <p>イ 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。</p> <p>ロ 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。</p> <p>(3) 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、1年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。</p> <p>なお、修繕費用等とは次の費用その他これらに類する費用をいいます。</p> <p>イ 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用</p> <p>ロ 土砂その他の障害物を除去するための費用</p> <p>ハ 被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）</p> <p>ニ 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用</p> <p>ホ 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用を含みます。）</p> <p>(4) 「翌期以後の保険金等の額8」には、1年経過事業年度終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。</p> <p>7 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>8 「※」欄は、記載しないでください。</p>

十一 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14-3-4 新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項(中古資産の耐用年数等)の規定を適用することができるのであるが、解散した法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条第3項(特定地域における工業用機械等の特別償却)、第46条(輸出事業用資産の割増償却)又は第47条(特定都市再生建築物の割増償却)に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新法人ではその適用がないことに留意する。</p>	<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14-3-4 新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項(中古資産の耐用年数等)の規定を適用することができるのであるが、解散した法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条第3項又は第46条から第48条まで(特定地域における工業用機械等の特別償却等)に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新法人ではその適用がないことに留意する。</p>

十二 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 公益法人等が、収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する場合においても、当該預金、有価証券等のうち当該収益事業の運営のために通常必要と認められる金額に見合うもの以外のものにつき収益事業以外の事業に属する資産として区分経理をしたときは、その区分経理に係る資産を運用する行為は、15-1-6(付随行為)にかかわらず、収益事業に付随して行われる行為に含めないことができる。</p> <p>㊦ この場合、公益法人等(人格のない社団等並びに非営利型法人、特定労働者協同組合(労働者協同組合法第94条の3第2号(認定の基準)に規定する特定労働者協同組合をいう。以下15-2-4において同じ。))及び規則第</p>	<p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 公益法人等が、収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する場合においても、当該預金、有価証券等のうち当該収益事業の運営のために通常必要と認められる金額に見合うもの以外のものにつき収益事業以外の事業に属する資産として区分経理をしたときは、その区分経理に係る資産を運用する行為は、15-1-6にかかわらず、収益事業に付随して行われる行為に含めないことができる。</p> <p>㊦ この場合、公益法人等(人格のない社団等並びに非営利型法人、特定労働者協同組合(労働者協同組合法第94条の3第2号(認定の基準)に規定する特定労働者協同組合をいう。以下15-2-4において同じ。))及び規則第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>22 条の 4 各号（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）に掲げる法人を除く。）のその区分経理をした金額については、<u>法第 37 条第 6 項</u>（寄附金の損金不算入）の規定の適用がある。</p> <p>（オープン病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額）</p> <p>15-1-63 の 2 規則<u>第 5 条第 5 号イ</u>（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）の「<u>これに準ずる額</u>」とは、次に掲げるような法令の規定等により算定される診療報酬又は利用料の額をいう。</p> <p>(1) 公害健康被害の補償等に関する法律第 4 条第 4 項（認定等）に規定する被認定者に係る診療報酬等で同法第 22 条（診療方針及び診療報酬）の規定により算定される額</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法第 7 条第 1 項第 1 号（<u>通則</u>）に規定する業務災害、同項第 2 号に規定する複数業務要因災害又は同項第 3 号に規定する通勤災害を被った者に係る診療報酬等で同法第 13 条（<u>業務災害に関する保険給付</u>）、第 20 条の 3（<u>複数業務要因災害に関する保険給付</u>）又は第 22 条（<u>通勤災害に関する保険給付</u>）の規定による療養の給付に要するものとして昭和 51 年 1 月 13 日付基発第 72 号「<u>労災診療費算定基準について</u>」厚生労働省通達により算定される額</p> <p>（非課税とされる福祉病院等の判定）</p> <p>15-1-64 公益法人等の行う医療保健業が規則第 6 条各号（<u>公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件</u>）に掲げる要件（非営利型法人以外の法人にあっては、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる要件）の全てに該当するかどうかの判定は、公益法人等についてその事業年度ごとに行うものであるから、<u>同条第 3 号ロ、第 4 号及び第 7 号</u>の厚生労働大臣の証明について</p>	<p>22 条の 4 各号（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）に掲げる法人を除く。）のその区分経理をした金額については、<u>法第 37 条第 5 項</u>（寄附金の損金不算入）の規定の適用がある。</p> <p>（オープン病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額）</p> <p>15-1-63 の 2 規則<u>第 5 条第 5 号</u>（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）の「<u>これらに準ずる額</u>」とは、次に掲げるような法令の規定等により算定される診療報酬又は利用料の額をいう。</p> <p>(1) 公害健康被害の補償等に関する法律第 4 条第 4 項（認定等）に規定する被認定者に係る診療報酬等で同法第 22 条（診療方針及び診療報酬）の規定により算定される額</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する業務災害、同項第 2 号に規定する複数業務要因災害又は同項第 3 号に規定する通勤災害を被った者に係る診療報酬等で同法第 13 条、第 20 条の 3 又は第 22 条の規定による療養の給付に要するものとして昭和 51 年 1 月 13 日付基発第 72 号「<u>労災診療費算定基準について</u>」厚生労働省通達により算定される額</p> <p>（非課税とされる福祉病院等の判定）</p> <p>15-1-64 公益法人等の行う医療保健業が規則第 6 条各号（<u>非課税とされる福祉病院等</u>）に掲げる要件（非営利型法人以外の法人にあっては、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる要件）の全てに該当するかどうかの判定は、公益法人等についてその事業年度ごとに行うものであるから、<u>同条第 4 号及び第 7 号</u>の厚生労働大臣の証明についても事業年度ごとに証明のあることを必要とする</p>

改 正 後	改 正 前
<p>も事業年度ごとに証明のあることを必要とするのであるが、一度証明された事実 に異動のない場合には、同条第4号イ、ロ及びハに掲げる事項については、 当該証明を省略することができる。</p> <p>(㊸) 厚生労働大臣の証明した事項が事実と異なると認められる場合には、厚生 労働大臣と協議の上処理する。</p> <p>(福祉病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額)</p> <p>15-1-65 の 2 15-1-63 の 2 (オープン病院等の健康保険診療報酬の額に 準ずる額) の取扱いは、公益法人等の行う医療保健業に係る診療報酬の額が規 則第6条第3号イ (公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないも のの要件) に規定する「これに準ずる額」に該当するかどうかの判定について 準用する。</p>	<p>のであるが、一度証明された事実と異動のない場合には、同条第4号イ、ロ及 びハに掲げる事項については、当該証明を省略することができる。</p> <p>(㊸) 厚生労働大臣の証明した事項が事実と異なると認められる場合には、厚生 労働大臣と協議の上処理する。</p> <p>(福祉病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額)</p> <p>15-1-65 の 2 15-1-63 の 2 (オープン病院等の健康保険診療報酬の額に 準ずる額) の取扱いは、規則第6条第1号 (非課税とされる福祉病院等) に規 定する公益法人等の行う医療保健業に係る診療報酬又は利用料の額が同条第 3号に規定する「これに準ずる額」に該当するかどうかの判定について準用す る。</p>

十三 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15-2-4 公益法人等 (非営利型法人、特定労働者協同組合及び規則第22条 の4各号 (一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法 人) に掲げる法人を除く。) が収益事業に属する金銭その他の資産につき収益 事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その一方 において収益事業以外の事業から収益事業へその金銭等の額に見合う金額に 相当する元入れがあったものとして経理するなど実質的に収益事業から収益 事業以外の事業への金銭等の支出がなかったと認められるときは、当該区分経</p>	<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15-2-4 公益法人等 (非営利型法人、特定労働者協同組合及び規則第22条 の4各号 (一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法 人) に掲げる法人を除く。) が収益事業に属する金銭その他の資産につき収益 事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その一方 において収益事業以外の事業から収益事業へその金銭等の額に見合う金額に 相当する元入れがあったものとして経理するなど実質的に収益事業から収益 事業以外の事業への金銭等の支出がなかったと認められるときは、当該区分経</p>

改 正 後	改 正 前
<p>理をした金額については法第 37 条第 6 項（寄附金の損金不算入）の規定の適用がないものとする。</p> <p>㊦ 人格のない社団等並びに非営利型法人、特定労働者協同組合及び規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人が収益事業に属する資産につき収益事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その区分経理をした金額については同項の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>理をした金額については法第 37 条第 5 項（寄附金の損金不算入）の規定の適用がないものとする。</p> <p>㊦ 人格のない社団等並びに非営利型法人、特定労働者協同組合及び規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人が収益事業に属する資産につき収益事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その区分経理をした金額については同項の規定の適用はないことに留意する。</p>

十四 特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>（還付金額が所得等の金額に算入される時期）</p> <p>16-1-5 法第 67 条（特定同族会社の特別税率）の規定を適用する場合において、法第 78 条（所得税額等の還付）若しくは第 133 条（更正等による所得税額等の還付）の規定による所得税額等の還付金額、法第 80 条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による法人税額の還付金額、<u>地方法人税法第 23 条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）の規定による地方法人税額の還付金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第 33 条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）の規定による防衛特別法人税額の還付金額</u>は、その額が確定した日の属する事業年度の所得等の金額に含まれる。</p> <p>㊦ 所得税額等の還付金額で、中間申告によるものはその中間申告書の提出の日、確定申告によるものはその確定申告書の提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額が確定する。</p>	<p>（還付金額が所得等の金額に算入される時期）</p> <p>16-1-5 法第 67 条（特定同族会社の特別税率）の規定を適用する場合において、法第 78 条（所得税額等の還付）若しくは第 133 条（更正等による所得税額等の還付）の規定による所得税額等の還付金額、法第 80 条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による法人税額の還付金額又は<u>地方法人税法第 23 条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）の規定による地方法人税額の還付金額</u>は、その額が確定した日の属する事業年度の所得等の金額に含まれる。</p> <p>㊦ 所得税額等の還付金額で、中間申告によるものはその中間申告書の提出の日、確定申告によるものはその確定申告書の提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額が確定する。</p>

十五 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</u> <u>17-1-5 規則第35条第1項第7号(確定申告書の添付書類)に規定する明細書は、附表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</u></p>

改 正 後

改 正 前

--	--

組織再編成に係る主要な事項の明細書				事業 年度	・ ・	法人名	付 表
提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日	1	区分 被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（滿格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人	態 様 合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転			組織再編成の日	
	相手方の区分、名称及び所在地	2	区分 合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人	名 称 所在地			
移転した（又は交付した）資産又は負債の明細		3	資産・負債の種類 価額等	株式交付にあっては左の算定額			
	4	資産・負債の種類 価額等					
過 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項							
過 格 区 分	5	過 格（法第2条第 号 該当） その他					
株 式 保 有 関 係	6	法第4条の3第 項 第 号 該当		株式の保有割合 直接保有 間接保有	組織再編成前 % %	組織再編成後 % %	
		組織再編成前 人		組織再編成後 人			
組織再編成前の主要事業等	8	（ 業 種 ・ 開 業 ）					
開 連 事 業	9						
事 業 規 模	10	指 標 売上金額・資本金の額又は出資金の額・従業員の数・その他（ ）		左の指標による規模の比較			
		組織再編成前の役職名 組織再編成後の役職名		氏 名			
特定役員等の役職名及び氏名	11						
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称 股 株 数 新株認許保有 見込の有無		株		有・無 有・無 有・無	
		（ 合 計 ）		株		有・無	
		被合併法人等の発行済株式等の数				/	

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じです。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2《定義》に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じです。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項《確定申告》の規定により確定申告書に添付する法人税法施行規則（以下「規則」といいます。）第35条第1項第7号《確定申告書の添付書類》に規定する明細書として使用します。</p> <p>(1) 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人 (2) 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人 (3) 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人 (4) 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人 (5) 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人 (6) 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人 (7) 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じです。） なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める各欄の記載は要しません。</p> <p>(8) 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄 (9) 株式分配（租税特別措置法第68条の2第1項《認定株式分配》に係る課税の特例）の規定の適用により株式分配に該当するもの（以下「認定株式分配」といいます。）を除きます。）又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「令」といいます。）第4条の3第6項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。） 「株式保有関係6」、「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄</p> <p>00 認定株式分配 「株式保有関係6」のうち、該当する条項及び間接保有の各欄並びに「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄 01 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄 また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <p>2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。 また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。</p> <p>(1) 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じです。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日） (2) 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（令第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じです。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日） (3) 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（令第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じです。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日） (4) 現物分配 資産の移転があった日 (5) 株式交換 株式交換の効力を生ずる日 (6) 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日 (7) 株式交付 株式交付の効力を生ずる日</p> <p>3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。 また、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。</p> <p>4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。</p> <p>(2) 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいいます。以下同じです。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあっては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配 被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。</p> <p>(2) 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。</p> <p>6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じです。）の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。</p> <p>7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が令第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの関係に該当するかにより、該当する条項を記載します。</p> <p>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じです。）の保有割合を記載します。</p> <p>(1) 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあっては金額。以下同じです。）がその他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあっては総額。以下同じです。）のうちに占める割合</p> <p>(ii) 提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じです。）の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記載します。</p> <p>(2) 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が令第4条の2第1項及び第2項《支配関係及び完全支配関係》の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合</p> <p>8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>(2) 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>(3) 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>(4) 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>(5) 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>(6) 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>9 「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の8ロ(2)又は令第4条の3第4項第4号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>(2) 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>(3) 分割に係る分割法人 その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の11ロ(3)又は令第4条の3第8項第5号若しくは同条第9項第5号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>(4) 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>(5) 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の14ロ(3)又は令第4条の3第15項第5号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>(6) 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>(7) 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人において引き続き</p> <p>行われる場合には「継続」を○で囲みます。</p> <p>(8) 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>(9) 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の17ロ(2)に規定する株式交換等完全子法人又は令第4条の3第20項第4号に規定する株式交換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>10 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の18ロ(2)又は令第4条の3第24項第4号に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限り）には「関連」を○で囲みます。</p> <p>10 「関連事業9」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人 その合併に係る合併法人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(2) 新設合併に係る被合併法人 その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(3) 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併に係る被合併法人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(4) 分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人 その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(5) 新設分割に係る分割法人 その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(6) 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(7) 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人 その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行ってた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(8) 新設現物出資に係る現物出資法人 その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行ってた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>(9) 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行ってた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>10 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行ってた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>11 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行ってた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>12 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行ってた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>11 「事業規模10」の「指標」欄は、令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第20項第2号又は第24項第2号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、()内にその指標を簡記します。</p> <p>12 「特定役員等の役職名及び氏名11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。</p> <p>(1) 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人の特定役員（令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。以下同じです。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者</p> <p>(2) 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（令第4条の3第8項第2号又は第9項第2号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者</p> <p>(3) 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者</p> <p>(4) 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者</p> <p>13 「支配株主の株式の保有状況12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じです。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。</p> <p>また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。</p>

十六 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例</p>	<p>(新 設)</p>

<p style="text-align: center;">第1款 特殊の関係</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(発行済株式)</u></p> <p><u>17-3-1 規則第59条の2第3項第1号(関連者間取引に係る書類の整理保存の特例)の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額(以下17-3-2において「払込金額等」という。)の全部又は一部について払込み又は給付(以下17-3-2において「払込み等」という。)が行われていないものも含まれるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(直接又は間接保有の株式)</u></p> <p><u>17-3-2 規則第59条の2第1項(関連者間取引に係る書類の整理保存の特例)の青色申告法人(以下17-3-9において「青色申告法人」という。)がその取引の相手方である法人との間に出資関係を通じて同条第3項各号に掲げる関係(以下17-3-2において「特殊の関係」という。)にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</u></p> <p><u>④ 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特殊の関係の有無を判定することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</u></p> <p><u>17-3-3 規則第59条の2第3項第3号(関連者間取引に係る書類の整理保存の特例)に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</u></p> <p><u>(1) 一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下17-3-4において同じ。)、</u></p>	<p>(新 設)</p>

ノウハウ等に依存してその事業活動を行っていること。

(2) 一方の法人の役員の方の2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。

第2款 特定事項記載書類

(新 設)

(工業所有権等の意義)

(新 設)

17-3-4 規則第59条の2第1項第1号(関連者間取引に係る書類の整理保存の特例)の「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」とは、工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

(註) 本文の「技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等」の提供、実施等が同項第2号イからハまでに掲げる役務の提供に該当する場合には、同項の規定の適用があることに留意する。

(取引を行った場合の意義)

(新 設)

17-3-5 規則第59条の2第1項(関連者間取引に係る書類の整理保存の特例)の「取引(……)を行った場合」とは、各事業年度において同項第1号の

譲渡若しくは貸付け又は同項第2号の役務の提供を行った場合をいうのであるから、同項第1号の貸付け又は同項第2号の役務の提供が2以上の事業年度にわたって反復又は継続して行われる場合には、これらの貸付け又は役務の提供が行われる日の属する各事業年度において同項の規定の適用があることに留意する。

(特定事項記載書類の性質)

17-3-6 規則第59条の2第1項(「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例」)に規定する特定事項記載書類(以下17-3-8までにおいて「特定事項記載書類」という。)は、同項に規定する関連者間取引(以下17-3-11までにおいて「関連者間取引」という。)に関して受領し、又は作成した同項に規定する書類で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないもの(以下17-3-7において「取引関係書類」という。)に同項各号に掲げる当該関連者間取引の区分に応じ当該各号に定める事項(以下17-3-7において「必要記載事項」という。)の記載又は記録がない場合に、その記載又は記録がない事項(以下17-3-8までにおいて「特定事項」という。)を明らかにするためのものであるから、当該関連者間取引について、その内容の全てを記載する必要はなく、特定事項が明らかにされていれば足りることに留意する。

なお、特定事項がない場合には、特定事項記載書類の取得等を要しないことに留意する。

(特定事項記載書類の取得等を要しない場合)

17-3-7 関連者間取引に係る必要記載事項について、当該関連者間取引に係る複数の取引関係書類に記載又は記録されている事項を総合して確認することができる場合には、特定事項はなく、特定事項記載書類の取得等を要しないことに留意する。

(新 設)

(新 設)

<p><u>(反復継続取引)</u></p> <p><u>17-3-8 同一内容の貸付け又は役務の提供が反復又は継続して行われている場合において、当該貸付け又は役務の提供に係る取引条件や役務内容に変更がないことが契約書、協定書その他の資料により確認できるときは、当該貸付け又は役務の提供に係る特定事項について、一の特定事項記載書類を取得又は作成し、これを保存することとして差し支えない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(費用分担等に係る事業活動の例示)</u></p> <p><u>17-3-9 規則第59条の2第1項第2号イの事業活動には、当該事業活動に要する費用を役務の提供を受ける者が分担して負担するものとして、例えば、次に掲げるものが含まれる。</u></p> <p><u>(1) 同号イ(1)に掲げる研究開発、広告宣伝その他の経営資源を活用して行われる事業活動</u></p> <p><u>イ 青色申告法人及び関連者(同条第3項に規定する関連者をいう。)に共通する商号、ブランド、商標その他これらに類する無体の財産的価値の維持又は向上を目的として実施される広告宣伝、販売促進、市場分析その他これらに類する活動</u></p> <p><u>ロ 新製品若しくは新技術の開発又は既存の製品等の改良その他の研究開発に係る事業活動であって、技術、ノウハウその他の専門的知識又は経験を活用して行われるもの</u></p> <p><u>(2) 同号イ(2)に掲げる専用資産を活用する事業活動</u></p> <p><u>イ 情報システム、データベースその他事務処理の用に供する資産をグループで共通利用し、その提供、維持又は管理を行う事業活動</u></p> <p><u>ロ 建物、設備その他の資産をグループで共通利用し、その提供、維持又は管理を行う事業活動</u></p>	<p>(新 設)</p>

なお、当該事業活動に要する費用について、複数の役務の提供に係るものとして一括して請求されるなど、個々の役務の提供ごとに明確に区分されていない場合であっても、そのことのみをもって同号イの事業活動に該当しないこととはならないことに留意する。

(経営の管理又は指導等に係る役務提供の例示)

17-3-10 規則第59条の2第1項第2号ロの役務の提供には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

(1) 経営に関し、事業計画の策定、業績管理又は内部管理体制の整備について助言又は指導を行うもの

(2) 人事、労務、法務、財務その他の業務運営に関し、専門的知識又は経験に基づき支援を行うもの

(3) 事業運営に資する情報を、定期的又は組織的に提供するもの

④1 株主又は出資者としての地位に基づき行われる活動であって、専らその地位に基づいて行われ、役務の提供として対価の授受を予定していないものは、通常、同号ロに掲げる役務の提供には当たらない。

2 17-3-9 (費用分担等に係る事業活動の例示) のなお書の取扱いは、同号ロに掲げる役務の提供について準用する。

(関連者間取引に係る書類の整理保存の特例に係る取扱いの準用)

17-3-11 内国法人である普通法人等(法第150条の2第1項(帳簿書類の備付け等)に規定する普通法人等をいう。)に対する規則第67条の2(関連者間取引に係る書類の整理保存の特例)の規定の適用に当たっては、17-3-1(発行済株式)から17-3-10(経営の管理又は指導等に係る役務提供の例示)までの取扱いを準用する。

(新 設)

(新 設)

十七 申告及び還付

改 正 後	改 正 前
<p>20-8-1 <u>削 除</u></p>	<p><u>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</u> 20-8-1 <u>17-1-5</u>《組織再編成に係る確定申告書の添付書類》は、規則第 61 条の5第1号ホ及び第2号ホ《確定申告書の添付書類》に規定する明細書 を確定申告書に添付する場合に準用する。</p>